

## 質疑「最初の無期転換方針の 1502 人を基礎とすると」の整理

2019 年 1 月 31 日現在（文責 組合）

**【1】2018 年 11 月 19 日現在、それまでの大学説明から組合は以下の認識があり、今回の質問をした。**

- ・ 2018 年 2 月 16 日無期転換方針（概要）及び交渉での補足説明から、
  - ・ 2015 年 10 月現在
    - ・ A 区分の准職員・時間雇用職員は 3243 人
      - ・ そのうち 1502 人は 2018 年 3 月 31 日で（2013 年 4 月起算で（2013 年 4 月前からの在職者も））満 5 年
      - ・ 同様に、1741 人は 2019 年 3 月 31 日及び 2020 年 3 月 31 日で満 5 年
    - ・ B 区分は 399 人
  - ・ 2017 年 9 月に河北新報等で報道された数字
    - ・ 2017 年 9 月現在の見込みで
      - ・ 2018 年 3 月 31 日雇い止め予定は、1138 人（あるいは 1140 人）
      - ・ 2018 年 3 月 31 日で 5 年超えで雇い止め予定は、1050 人
  - ・ 結果として、2018 年 3 月 31 日まで在職して不更新となった人数 282 人

**【2】上記を前提に、2018 年 11 月 19 日、組合側から大学側に、下記の質問をした。**

1. 上記冒頭の「1502 人」（2015 年 10 月現在。2018 年 3 月 31 日で「満 5 年」）を基礎とすると、何人が 2018 年 4 月 1 日を本学のいずれかの職員として在職することができたのか。
2. 同様に冒頭の「1741 人」（2015 年 10 月現在。2019 年 3 月 31 日～2020 年 3 月 31 日で「満 5 年」）を基礎とすると、（できれば、2 箇年度を区別できた方がよいが、）何人が 2019 年 4 月 1 日を本学のいずれかの職員として在職することができるのか。
3. B 区分 399 人のうち、2018 年 4 月 1 日現在在職した人数と、今日までに無期転換申込権を行使した人数はそれぞれ何人か。

**【3】これに対して大学側から組合に、2018 年 12 月 13 日に下記の内容の回答があった。**

- ・ 2015 年 10 月現在の A 区分の准職員・時間雇用職員 3243 人のうち、1502 人は 2018 年 3 月 31 日で満 5 年、とあるが、この 1502 人の数字は、平成 28 年 5 月 27 日の団体交渉の際に、その時点で「平成 25 年 4 月 1 日から継続して雇用されている者の雇用期間の上限を全て「5 年」と仮定したケースの人数」として示したものであり、3243 人（2015 年 10 月現在）の内数ではないので、この人数を根拠にした資料の作成はできない。
- ・ 2018 年 3 月の准職員・時間雇用職員の在職者が、2018 年 4 月にどのような形態で在職しているかを示すことは可能である。

**【4】これに対して組合から大学側に、2018 年 12 月 13 日に下記の要求をした。**

1. 大学側が提供可能とする 2018 年 3 月の准職員・時間雇用職員の在職者が、2018 年 4 月にどのような形態で在職しているかについては提供してほしい。
2. 大学側が引用した 2016 年 5 月 27 日の団交の該当部分は下記リンク先、p4 右下以降であり、  
<http://tohokudai-kumiai.org/docs16/dkh160527.pdf>  
当該 1502 人という数字は、もともと大学が方針上、A 区分が 3243 人であることを明らかにしていたことを基礎として、「平成 30 年 3 月 31 日、平成 31 年 3 月 31 日にどれだけ辞めるか」を組合が大学に質問し、それに対して大学が、満 5 年で辞めると仮定した場合の数字として、平成 30 年 3 月 31 日に辞める人数は 1502 人であること等を回答していたものであり、1502 は 3243 の内数であるから、やはり資料の作成を求める。

【5】これに対して大学側から組合に、2018年12月21日に下記の内容の回答があった。  
(上記【4】の1関係)

○2018年3月の准職員・時間雇用職員数:3,224人

[内訳]

1. 雇用更新上限のある者(2を除く):2,629人
  - ・H30.3末の在職期間満5年以上の者:850人...①
  - ・H30.3末の在職期間満5年未満の者:1,779人...②
2. 雇用更新上限のある者(研究開発力強化法適用者(雇用更新上限10年)等):349人
3. 雇用更新上限のない者:246人...③

○上記①「H30.3末の在職期間満5年以上の者:850人」の2018年4月の在職状況

[総数] 850人

[内訳]

- ・正職員:0人
- ・業務限定職員(一般):62人
- ・業務限定職員(特殊):163人
- ・目的限定職員:307人
- ・無期准職員・無期時間雇用職員(障害者雇用安定法対応):19人
- ・無期准職員・無期時間雇用職員(障害者雇用安定法対応以外):0人
- ・准職員・時間雇用職員(無期准職員等ではないもの):1人
- ・他の職員:0人

○上記②「H30.3末の在職期間満5年未満の者:1,779人」の2018年4月の在職状況

[総数] 1,779人

[内訳]

- ・正職員:0人
- ・業務限定職員(一般):16人
- ・業務限定職員(特殊):17人
- ・目的限定職員:69人
- ・無期准職員・無期時間雇用職員(障害者雇用安定法対応):1人
- ・無期准職員・無期時間雇用職員(障害者雇用安定法対応以外):0人
- ・准職員・時間雇用職員(無期准職員等ではないもの):1,370人
- ・他の職員:0人

○上記③「雇用更新上限のない者:246人」の2018年4月の在職状況

[総数] 246人

[内訳]

- ・正職員:0人
- ・業務限定職員(一般):5人
- ・業務限定職員(特殊):6人
- ・目的限定職員:2人
- ・無期准職員・無期時間雇用職員(障害者雇用安定法対応):0人
- ・無期准職員・無期時間雇用職員(障害者雇用安定法対応以外):0人
- ・准職員・時間雇用職員(無期准職員等ではないもの):223人
- ・他の職員:0人

○上記③「雇用更新上限のない者:246人」のうち、無期転換申込権を行使した人数:6人

(上記【4】の2関係)

1,502人については、平成28年5月の団体交渉で発言したとおり、平成28年5月時点の人数であり、また、雇用期間の上限を全て5年と「仮定した」場合の人数であり、3,243人(平成27年10月現在)の内数とはなっていない。

【6】上記5の大学回答に対して、組合から大学側に、2018年12月25日に下記の質問・要求をしている。

1. 3243人は平成27年(2015年)10月現在の在職者数であり、1502人は平成28年(2016年)5月現在の在職者数だから対応していない、ということならば、3243人に対応するのは1502人・1741人ではなく何人なのか説明してほしい。1741人についてはできれば各年度にわけて説明してほしい。
2. 大学側議事録によっても平成28(2016年)5月現在、約3000人いる中で、5年間在職すると仮定した人数が1502人で、「残りはそれ以降」ということであり、この約3000人について正確に何人なのか及び「残り」の部分について何人なのか説明してほしい。「残り」の部分についてはできれば各年度にわけて説明してほしい。
3. 3243人の基礎となった層は平成28年(2016年)2月の大学方針から事務補佐員、技術補佐員、技能補佐員等であることはわかるが、1502人についてもその基礎となった層は同じではないか。今回回答された平成30年(2018年)3月現在の准職員等3224人には「上限のない者」が含まれており、それを除くと2978人だが、3224人にせよ2978人にせよ、3243人と同じ層を基礎としているのか。
4. この間、平成30年(2018年)3月末での雇い止めとして282人という数字があったが、たとえば、3月31日に准職員・時間雇用職員として在職していた人のうち、上限の有無に基づく各区分の内訳に含まれない人数が離職者だと考えて合計すると、298人+306人+10人=614人となる。どのように計算すれば282人となるか説明してほしい。
5. 平成28年(2016年)2月方針の時点でB区分の人数は399人いたはずであり、今回、平成30年(2018年)3月31日の時点で「雇用更新上限のない者」が246人しかいないのは、無期転換申込権を確実に行使できる予定だった人のうち153人がすでに離職していたということか。
6. 246人の無期転換申込権を有している人で、最近までにその権利をすでに行使した人は6人しかいないが、残る240人の中で、現時点ですでに離職した人は何人いるのか。

これに対する回答をこの間大学に求めてきたが、本日文書回答が提供される予定である。